

農業・農村情報整備・活用研究会（第3回） 議事概要

【地図情報の範囲や標準仕様、品質要件の検討】

（質問）

- ・製品仕様書のパッケージには農地、耕区、農業用排水施設しかないですが、JA、共済、農業会議所用には作らないのでしょうか？

（事務局）

- ・製品仕様書の中身を理解していただくために、第1回、第2回の研究会でまとめた必要な地物（資料1-1）のうち、農地筆、耕区、農業用排水施設の3つについて、先行して作成した仕様書がこの ver.0.5 の素案です。
- ・農業関係団体で主に農地、耕区パッケージを利用し、土地改良区では主に農業用排水施設パッケージを利用すると考えています。
- ・空間データとデータベースのセットでシステムは成立しますが、データベース側に持たせるデータの定義は含まれておりません。
- ・また、空間データに持たせる属性情報は全国共通の情報のみで、地域性のあるものはデータベースに持たせるとの考え方です。

（質問）

- ・元資料とデータ作成基準にはどういう関係があるのでしょうか。例えば公共測量座標を持っているものと、そうでないもの、もしくは地域によって集められる資料に差があるため、作成されるデータの品質が異なるということでしょうか？

（事務局）

- ・そうです。現状では農村地域で公共測量に即したデータをそろえることは難しいわけで、どうしても資料の品質によって、製品の品質が異ならざるを得ないものと考えています。

（質問）

- ・使う側にとっては、元資料の情報は品質を知るためのものと考えて良いですね？

（事務局）

- ・そうです。今後、もっと品質のいいデータを入手してデータを作り込みたい場合は、これらの情報を基に対応することができます。

（質問）

- ・農地については元資料が細かく書かれているのに、耕区に関しては3つしかないのはなぜでしょうか？

（事務局）

- ・農地については様々な出典資料が考えられるのに対し、耕区についてはほとんどがオルソからの作成することになると考えられるなど現実として選択肢が少ないためです。

【個人情報の取扱に係る手続きについて】

(質問)

- ・例えばため池データベースと水土里情報システムとの連携し、水土里情報システムを通じて本来行政機関しかアクセスできない「ため池データベース」内の個人情報にアクセスできるようになる場合は、どのような対応になるのでしょうか？

(事務局)

- ・ため池データベースの場合、ため池の所有者情報が個人情報に該当すると思いますが、個人情報を抜いて連携させる形が現実的ではないでしょうか。
- ・また、資料の手続きの整理は、利用機関が個人情報を紙面やデータにより「保有」した場合を想定していますが、指摘のような画面上で見ただけの場合にはデータの保有にあたるかどうかは判断に迷うところですが、基本的に個人情報を保有しているとの考えで手続きを踏むのが好ましいと思います。

(コメント)

- ・紹介された新潟県川西町の事例は全員から同意を取ったとのことですが、地震に伴う調査に合わせて行い、新たに取直す必要がなかったわけですが、しかし、改めて同意の取直しを行うのは、特に数千から 10000 人いる組織には大変なことだと思います。

(質問)

- ・確認の意味ですが、水土里情報システムは、利用の仕方が色々有ると我々は認識しています。例えば地図で持っていないところでは情報の共有化をせず地図のみを活用する方法もあると思います。水土里情報システムを利用するからといって必ずしも情報を共有化しなければならないというわけではないですよね？

(地域整備課)

- ・その通りです。

(コメント)

- ・個人情報の手続きについては、地図情報を共同利用するためには個人を特定できる属性情報が必要となるため、第三者への提供を行う場合があることを想定した整理を本研究会では行っているとの前提を明確にし、属性情報の共有化が必須との誤解を与えることのないよう留意すべき。

(質問)

- ・既に取得している個人情報は個人情報保護法の対象外ということはないのですか？また、第三者への提供の同意を取得していない場合は、新たに合意を取り直すことが必要になりますか？

(事務局)

- ・そうなりますね。